

成年後見申立ての手引



この手引を最後までお読みになり、十分にご理解いただいた上で申立てをしてください。

この手引では、この申立てをする方を「申立人」、物事を判断する能力が十分でない方を「本人」、そして本人の権利を守る援助者を「後見人等候補者」と表示しています。

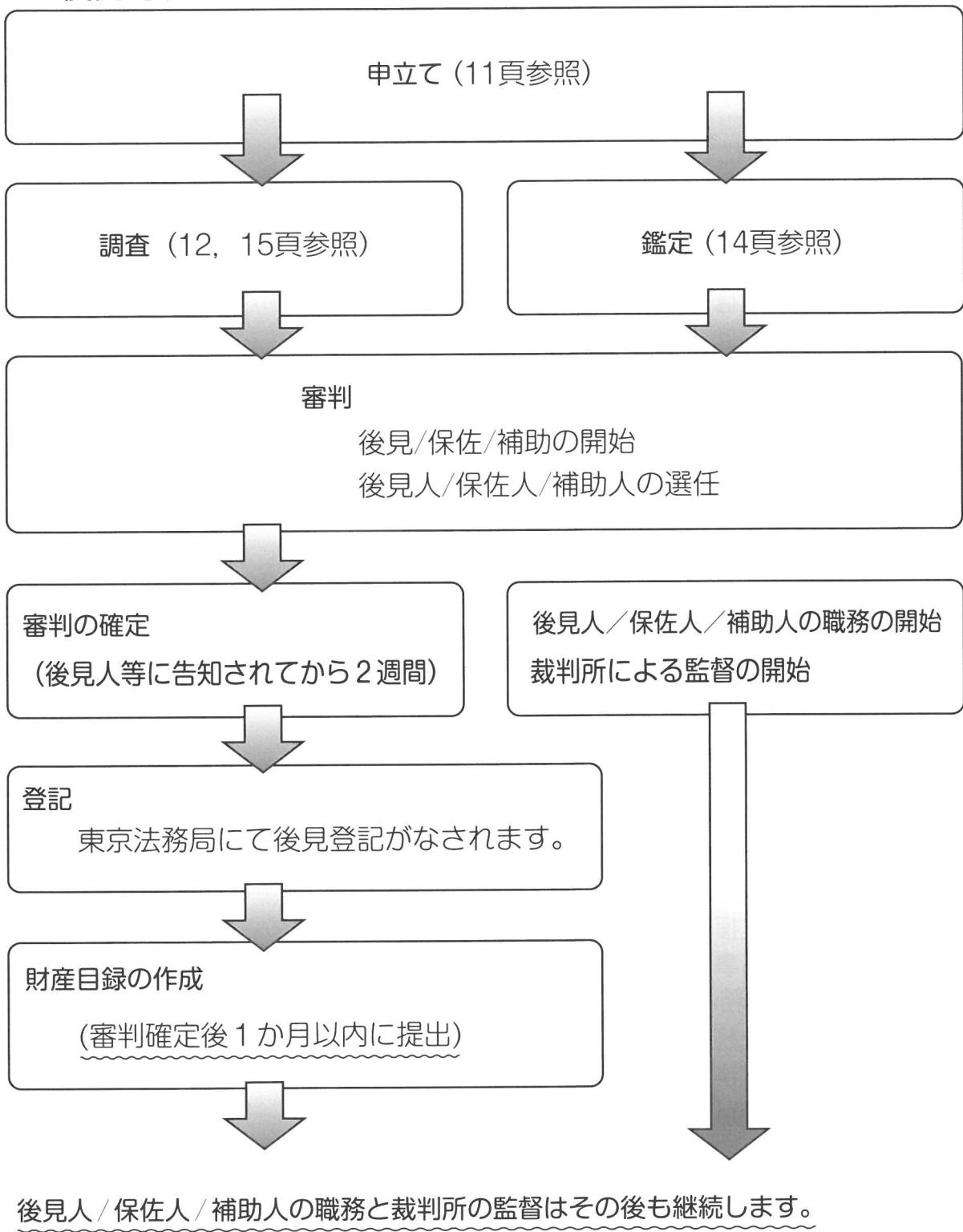
山形家庭裁判所

R1.12

目 次

○後見等開始審判手続の流れ	1
○申立てをする裁判所（管轄）一覧	2
○申立て必要書類一覧表	3
はじめに	8
第1 成年後見制度について	
1 成年後見制度とは	8
2 後見/保佐/補助について	8
(1) 「後見」とは	8
(2) 「保佐」とは	9
(3) 「補助」とは	9
第2 申立ての手続について	
1 申立てをする裁判所	11
2 申立てができる人	11
3 取下げの制限	11
4 申立てに必要な書類	11
5 申立後の手続について	
(1) 申立人、後見人等候補者調査（面接）	12
(2) 鑑定	14
(3) 親族への照会	15
(4) 本人調査（面接）	15
第3 後見制度支援信託と後見制度支援預貯金	
1 後見制度支援信託について	15
(1) 後見制度支援信託とは	15
(2) 対象となる事件について	16
2 後見制度支援預貯金について	16
(1) 後見制度支援預貯金とは	16
(2) 対象となる事件について	16
第4 後見人等の職務と責任について	
1 後見人の主な職務	16
2 保佐人の主な職務	17
3 補助人の主な職務	17
4 後見人等の責任について	18
第5 後見等監督について	
1 監督とは	18
2 家庭裁判所の許可が必要な場合	19
3 後見人等への報酬について	19
4 後見等事務の終期について	20
5 コピーの取り方	21
別添 後見制度又は保佐制度を利用する方に対する権利制限について	22

後見等開始審判手続の流れ



申立てをする裁判所（管轄）一覧

以下の表のとおり、本人（後見等の援助を必要とされている方）の住所地に対応して申立てをする裁判所が決まります。

申立てをする裁判所	管轄（本人の住所地）
山形家庭裁判所（本庁） 〒990-8531 山形市旅籠町2-4-22 TEL 023-623-9511	山形市 寒河江市 上山市 村山市 天童市 東根市 尾花沢市 東村山郡 西村山郡 北村山郡
山形家庭裁判所新庄支部 〒996-0022 新庄市住吉町4-27 TEL 0233-22-0265	新庄市 最上郡
山形家庭裁判所米沢支部 〒992-0045 米沢市中央4-9-15 TEL 0238-22-2186	米沢市 東置賜郡のうち川西町
山形家庭裁判所鶴岡支部 〒997-0035 鶴岡市馬場町5-23 TEL 0235-23-6677	鶴岡市 東田川郡のうち三川町
山形家庭裁判所酒田支部 〒998-0037 酒田市日吉町1-5-27 TEL 0234-23-1272	酒田市 飽海郡 東田川郡のうち庄内町
山形家庭裁判所赤湯出張所 〒999-2211 南陽市赤湯316 TEL 0238-43-2217	南陽市 東置賜郡のうち高畠町
山形家庭裁判所長井出張所 〒993-0015 長井市四ツ谷1-7-20 TEL 0238-88-2073	長井市 西置賜郡

※ 不明な点は、申立てをする裁判所にお問い合わせください。

（令和元年12月現在）

申立て必要書類一覧表

(書類の左側にある番号は、封筒裏面に記載の『必要書類等チェックリスト』に記載されている書類番号と同じ番号です。)

- * 後見人、保佐人、補助人の各候補者をあわせて、「候補者」と記載しています。
候補者がいない場合は、候補者に関する書類は不要です。
- * 戸籍謄本、住民票、戸籍附票、登記されていないことの証明書は、郵送でも取り寄せることができます。取り寄せ方法につきましては各申請先にお問い合わせください。
- * 戸籍謄本については全部事項証明書、登記簿謄本については登記事項証明書を含みます。

	必 要 書 類 等	申 請 先 等
1	<p>申立書（申立書等綴りの中にあります。）</p> <p>診断書に記載の本人の状態に応じて（12頁「どの類型で申立てをするか？」参照），申立書を作成してください。</p> <p>保佐申立ての場合は必要に応じて「代理行為目録」を作成してください。</p> <p>補助申立ての場合は必要に応じて「代理行為目録」及び「同意行為目録」を作成してください。</p>	
2	<p>申立事情説明書（申立書等綴りの中にあります。）</p> <p>できるだけ詳しく記入してください。</p>	
3	<p>本人に関する事項を説明する書類</p> <p>ア 本人情報シート（5の①と同じ、コピーで可），財産目録，収支予定表，親族関係図，親族の意見書（いずれも申立書等綴りの中にあります。）</p> <p>できるだけ正確な情報を記入してください。</p> <p>収支予定表については、今後の本人の生活を維持していく上で見込まれる全ての収支項目を記載してください。</p>	

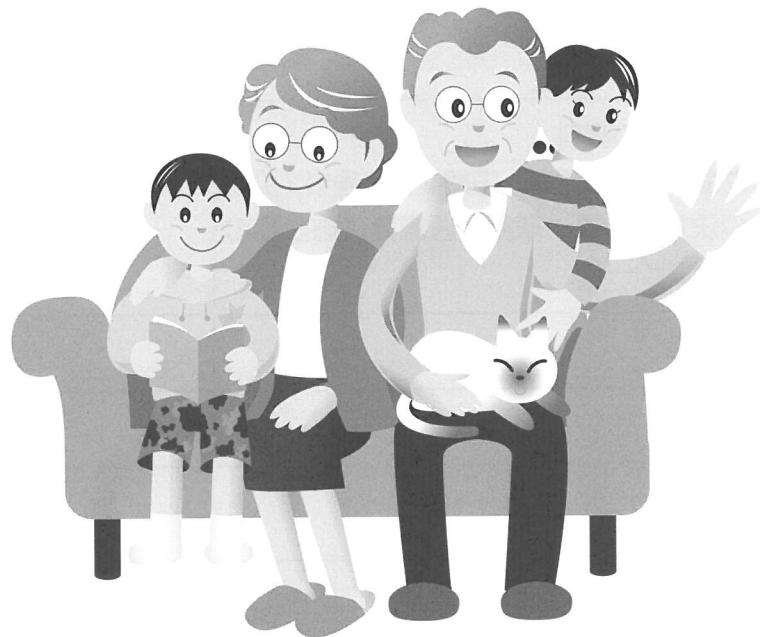
	必 要 書 類 等	申 請 先 等
イ	<p>(本人が相続人であり相続を受ける立場の場合) 相続財産に関する資料</p> <p>① 相続財産目録（申立書等綴りの中にあります。） 亡くなられた方の財産について、財産目録の記載に準じて目録を作成してください。</p> <p>② 相続財産目録を証する資料 目録に記載した相続財産の存在を証明する書類（不動産登記簿謄本、預金通帳写し等）</p> <p>③ 相続関係図（親族関係図と同じ場合は省略可）</p>	
4	<p>後見人等候補者事情説明書（申立書等綴りの中にあります。） できるだけ詳しく記入してください。</p>	
5	<p>①本人情報シート（3のアに同じ） ②診断書（成年後見制度用） ③鑑定手続についての照会書 (いずれも申立書等綴りの中にあります。)</p>	<p>①につき、本人の親族以外の方で、職務上の立場から日頃より本人を支援している福祉関係者の方（例：ケアマネジャー、介護支援専門員、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど） ②及び③につき病院、医院、診療所など ※重要な注意点がありますので14頁を必ずよく確認してください。</p>
6	申立人の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本、戸籍附票 →本籍地の市区町村役場
7	本人の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票 →住所地の市区町村役場
8	本人の戸籍附票又は住民票	<ul style="list-style-type: none"> ※申立人と候補者が同じ場合や、本人と申立人が同じ戸籍に載っている場合等、重複するものは1通で結構です。
9	候補者の戸籍附票又は住民票	<ul style="list-style-type: none"> ※外国籍の方は提出書類について別途ご相談ください。
10	候補者が法人の場合は、当該法人の商業登記簿謄本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の商業登記簿謄本 →法人の所在地を管轄する法務局

	必 要 書 類 等	申 請 先 等
11	<p>本人の「登記されていないことの証明書」</p> <p>※本人が成年被後見人等として登記されていないことの証明書です。</p>	<p>東京法務局 (03-5213-1360) 又は各地方法務局本局 ※東京法務局へは郵送で申請できます。 [REDACTED] [REDACTED] なお、山形地方法務局 (023-625-1321) では窓口でのみ申請・交付可能です。</p>
12	<p>本人に関する資料（ア～キについては、本人についてあてはまるもののみ提出してください。）</p>	
	<p>ア 健康状態が分かる資料</p> <p>精神障害者手帳、身体障害者手帳、保健福祉手帳、療育手帳、要介護の程度が分かるもの（介護保険認定書など）のコピー</p> <p>※施設や福祉機関等が管理している場合は、原本の貸出やコピーが可能か事前に問い合わせるなどして、あらかじめ準備してください。</p>	
	<p>イ 不動産についての資料</p> <p>①土地・建物登記簿謄本（登記事項証明書）</p> <p>※権利証とは違いますのでご注意ください。また、所在地は住所表示と違うことがあります。権利証等でご確認ください。</p> <p>②固定資産評価額証明書</p> <p>※最新の固定資産税納税通知書のコピーを代わりに提出いただいてもかまいません。</p>	<p>法務局</p> <p>不動産所在地の市区町村役場</p>
	<p>ウ 預貯金、投資信託、株式等についての資料</p> <p>通帳、預かり証、株式残高証明書等のコピー</p> <p>※コピーの仕方は、21頁をご参照下さい。</p>	金融機関、証券会社等

	必 要 書 類 等	申 請 先 等
工	生命保険、損害保険についての資料（契約者、受取人が本人のもの） 生命保険証書等のコピー（本人名義の自動車を所有している場合は車検証のコピー）	保険会社等
才	負債についての資料 金銭消費貸借契約書、返済予定明細書等のコピー	金融機関等
力	収入についての資料 確定申告書、給与明細書、年金額決定通知書等のコピー	
キ	支出についての資料 各種税金の納税通知書、国民健康保険料・介護保険料の決定通知書、家賃／医療費／施設費の領収書等のコピー	
13	同意書（保佐用）	
14	同意書（補助用）	

	費 用	取 扱 先
15	収入印紙 ①800円分、②2,600円分 (①400円×2枚、②2,000円×1枚、600円×1枚) ※さらに以下の収入印紙が必要になる場合があります。 代理権付与の申立て 800円分 (400円×2枚) 同意権付与の申立て 800円分 (400円×2枚)	郵便局等
16	郵便切手 500円×2枚 84円×15枚 140円×3枚 10円×15枚 100円×1枚 1円×15枚 保佐・補助の申立ての場合はさらに 1,089円の組合せを1組 ※不足した場合に追加納付をしていただくことがあります。	郵便局等

	費　用	取　扱　先
17	鑑定費用 5～10万円程度 ※申立後に必要となることがあります。申立時に準備する必要はありません。	裁判所へ予納



はじめに

この手引は、成年後見の申立て（保佐、補助を含む）をお考えの方を対象に、制度の概要、申立てに必要な書類、その後の手続などについて、あらましを説明したものです。この手引をよくお読みいただき、十分に制度を理解した上で申し立ててください。

第1 成年後見制度について

1 成年後見制度とは

成年後見制度とは、ある人（以下「本人」といいます。）の判断能力が十分ではない場合（認知・記憶等に障害のある高齢者、知的障害者、精神障害者など）に、本人を法的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人に預金の解約、福祉サービスを受ける契約の締結、遺産分割の協議、不動産の売買等をする必要があつても、本人に判断能力が全くなければ、そのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行うと、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。そのため、本人の判断能力を補うため、本人を援助する人が必要になってきます。

このように、判断能力が十分ではない方のために、家庭裁判所が援助者を選び（この裁判を「審判」といいます。），この援助者が本人のために活動する制度を成年後見制度といいます。

2 後見/保佐/補助について

（1）「後見」とは

後見とは、本人の判断能力について、支援を受けても契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない場合になされるものであり、後見開始の審判とともに、本人（「被後見人」といいます。）を援助する人として後見人が選任されます。

後見人は、本人に関するすべての法律行為（契約をはじめとした権利・義務を発生させる行為すべて）を、本人に代わって行ったり（包括代理権），本人が行った行為を取り消したりすることができます（取消権。ただし、日用品の購入等、日常生活に関する行為は取消できません。）。後見人は、本人の財産をきちんと管理し、本人が日常生活に困らないよう十分に配慮していかなければなりません。

このように、後見人は、申立てのきっかけとなったこと（保険金の受取り、預金引出し、遺産分割協議等）だけをすれば良いものではなく、本人の生活全般に

について、広く本人のために活動する義務を負います。これは通常の場合、本人の判断能力が回復するか、亡くなるまで続きます。

後見制度の利用により、本人は、一定の資格や地位を失う場合もあります。詳しくは22頁の別添をご覧ください。

(2) 「保佐」とは

保佐とは、本人の判断能力について、支援を受けなければ契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない場合になされるものであり、保佐開始の審判とともに、本人（「被保佐人」といいます。）を援助する人として保佐人が選任されます。

保佐開始の審判を受けた本人は、一定の重要な行為（金銭の貸借、不動産及び自動車等の売買、自宅の増改築等）を、単独で行うことができなくなります（保佐人の同意を得た上で行うことが必要となります。）。保佐人の同意を得ずにした行為は、保佐人や本人によって取り消すことができます。

このように、保佐人は、本人の利益を害するものでないか注意しながら、本人がしようとすることに同意したり（同意権），本人が既にしてしまったことを取り消す（取消権）ことを通して本人を援助していきます。

保佐人に対して、本人に代わって契約を結ぶ等の権限（代理権）を付与したい場合は、保佐開始の申立てとともに、別途、「代理権付与の申立て」が必要です。代理権の付与は、特定の事項についてなされますので、どのような行為につき代理権が必要なのか検討し、申し立ててください。なお、保佐人に代理権を付与する場合には、本人の同意が必要となります。

保佐制度の利用により、本人は、一定の資格や地位を失う場合があります。詳しくは22頁の別添をご覧ください。

(3) 「補助」とは

補助とは、本人の判断能力について、支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができ難しい場合になされるものであり、補助開始の審判とともに、本人（「被補助人」といいます。）を援助する人として補助人が選任されます。補助人は、本人が望む一定の事項について、保佐人と同様の活動（同意、取消し、代理）をすることで、本人を援助していきます。

補助開始の審判を申し立てる場合は、必ず、その申立てと一緒に、同意権や代理権の範囲を定める申立て（「同意を要する行為の定め」「代理権付与の申立

て」）をしなければなりません。どのような行為について同意権や代理権をつけるのか検討して申し立ててください。

補助開始の審判をし、補助人に同意権又は代理権を付与するためには、本人の同意が必要となります。

語句説明

同意権：本人が重要な財産行為等を行う際に、保佐人又は補助人が、その内容が本人に不利益でないかを検討して、問題がない場合に同意する権限（なお、成年被後見人（本人）は、同意があっても自ら法律行為を行うことができないので、成年後見人に同意権は付与されません。）

取消権：成年被後見人（本人）が行った行為や、被保佐人（本人）、被補助人（本人）が保佐人又は補助人の同意を得ないで行った重要な財産行為等について、成年後見人、保佐人又は補助人が、その行為を無効なものとして取り消す権限

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

第2 申立ての手続について

次に具体的な申立ての手続について説明いたします（以下、後見／保佐／補助のことを「後見等」、後見人／保佐人／補助人のことを「後見人等」と記載します。）。

1 申立てをする裁判所

本人の住所地を管轄する家庭裁判所になります（住民票がなくても、転院予定のない入院先など、生活の本拠地を住所地とみなす場合もあります。）。

申立てをする裁判所（管轄）一覧（2頁）をご参照ください。

2 申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人等、市区町村長、検察官です。

誰が申立てできるか？

四親等内の親族とは、主に次の人たちです。

- (1) 親、祖父母、子、孫、ひ孫
- (2) きょうだい、おい、めい
- (3) おじ、おば、いとこ
- (4) 配偶者の親・子・きょうだい など

3 取下げの制限



後見制度は、本人の保護を目的とした制度ですので、後見等開始の申立てを取り下げるには、裁判所の許可が必要です。裁判所が本人に後見等を開始する必要があると判断した場合には、取下げは許可されません。

また、同様の理由により、後見等開始の審判がなされた後には、申立ての取下げをすることができません。

4 申立てに必要な書類

申立て必要書類一覧表（3～7頁）の書類を提出してください。また、申立ての際には、封筒の必要書類等チェックリストで必要書類が整ったことをご確認ください。必要書類が整っていれば手續を早く進めることができます。



後見／保佐／補助のどの類型で申立てをするか？

後見／保佐／補助／の類型を定めるには、本人の判断能力の程度について、医師の医学的意見を聴かなければなりません。そのため、通常は、医師の診断を受け、診断書（成年後見制度用）の「3 判断能力についての意見」欄のチェック箇所により、上から2番目の「□ 支援を受けなければ契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。」にチェックがある場合は、「補助開始」の類型により、上から3番目の「□ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。」にチェックがある場合は、「保佐開始」の類型により、上から4番目の「□ 支援を受けても契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。」にチェックがある場合は、「後見開始」の類型により、申し立てていただくことになります。

もっとも、これらの類型によって申し立てた場合であっても、必要に応じて、追加の診断書を出してもらったり、別途医師に鑑定を行ってもらったりする場合もあります。

なお、1番上の「□ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。」にチェックがある場合は申立てする必要がありません。

5 申立後の手続について

(1) 申立人、後見人等候補者調査（面接）

申立日当日に面接をする場合と、申立て後に別途面接日の連絡をする場合があります。（裁判所によって異なりますので、申立先の裁判所にお問い合わせください（2頁））

申立てをした家庭裁判所に来ていただいて、申立人及び後見人等候補者から申立てに関する事情を詳しくお伺いします。

申立人の方からは、「申立事情説明書」及び「本人情報シート」に基づいて、申立てに至るいきさつ、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について事情をお伺いします。

後見人等候補者の方には、「後見人等候補者事情説明書」に基づいて、その適格性に関する事情を確認いたします。

後見人等について

1 後見人等の選任について

- 裁判所は、申立ての内容を審査し、本人を保護するためにもっとも適切な方を後見人等に選任します。
- 申立書に記載した候補者が、必ず選任されるわけではありません。
- 本人に高額の財産があったり、遺産分割等の専門的知識が必要だったり、
身上監護や財産管理について家族間で意見が食い違ったりする場合など、
本人の利益のために必要であると裁判所が判断するときには、弁護士・司
法書士・社会福祉士などの専門家を選任することができます。
- 「後見人等について誰を選任するか」の点については、裁判所の判断に
対して不服申立てをすることはできません。

2 候補者について

- 本人の利益のためにふさわしい方（成年後見制度の内容や、後見人等の
職務・責任を理解し、今後、継続的に本人のために活動できる人）がいる
場合には、申立書の「成年後見人等候補者」欄に記載し、面接の際にご一
緒にお越しください。



(2) 鑑定

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書（成年後見制度用）とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。鑑定手続は、後見等開始の手続に必要なものですが、診断書のみで本人の判断能力についての判断が可能な場合などには鑑定を行わない場合もあります。

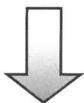
重要

鑑定のために申立人にお願いしたいこと

鑑定が行われることとなった場合、裁判所から、本人の病状等を把握している診断書作成医又は裁判官が選任する精神科医に鑑定を依頼することがあります。

そこで、次のような過程で診断書を作成した医師にお話しください。

「成年後見制度用診断書を作成される医師の方へ（お願い）」を診断書を作成した医師に渡す。



「診断書（成年後見制度用）」「鑑定手続についての照会書」を診断書を作成した医師に記入してもらう。

なお、この際、本人の親族以外で、職務上の立場から、日頃より本人を支援している福祉関係者の方（例：ケアマネジャー、介護支援専門員、ケースワーカー、医療ソーシャルワーカーなど）に「本人情報シート（成年後見制度用）」を書いてもらった上で、診断書作成のための資料として、診断を依頼する医師の方に渡してください。

※ 本人情報シートは申立書に添付するため、そのコピーを1部残しておいてください。

(3) 親族への照会

家庭裁判所は、本人の親族（本人の推定相続人）に対して、必要に応じて、書面等により、申立ての概要及び後見人等候補者名を伝え、これらに関する意向の確認をします。

申立書等綴りの中に親族の意見書がありますので、事前に賛成又は反対等の意見が得られる場合には、配偶者、子供、親などの本人の親族（本人の推定相続人）に署名・押印してもらい、申立時に提出してください。

(4) 本人調査（面接）

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、可能な限り申立ての内容について本人の陳述を聴取します。これを本人調査といいます。

保佐開始で代理権を付与する場合や、補助開始の場合には、本人の同意が必要となりますので、同意の確認も本人調査の中で行います。

本人調査に当たっては、可能であれば本人に家庭裁判所にお越しいただいていますが、入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所の担当者が入院先等を訪問することもあります。

第3 後見制度支援信託と後見制度支援預貯金

1 後見制度支援信託について

(1) 後見制度支援信託とは

後見制度支援信託は、後見制度による支援を受ける方（保佐、補助により支援を受ける方は除かれます。）の財産のうち、日常的な支払をするのに必要な十分な金銭を後見人の手元で管理し、それ以外の通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことです。信託財産は、通常の預貯金と同様に元本が保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

このように、後見制度支援信託は、本人の財産を確実に保全できるほか、本人の財産のうち、後見人が管理する対象が明確になるため、後見人の財産管理の負担軽減が図られる等のメリットがあります。

財産を信託する信託銀行等や信託財産の額などについては、原則として弁護士、司法書士等の専門職後見人が本人に代わって決めた上、家庭裁判所の指示を受けて、信託銀行等との間で信託契約を締結します。

(2) 対象となる事件について

後見制度支援信託は、本人の財産の金額や内容等から必要に応じて利用の適否が判断されます。また、判断に際して申立人や後見人候補者の意見をお伺いする場合があります。

2 後見制度支援預貯金について

(1) 後見制度支援預貯金とは

後見制度を利用している後見人（保佐、補助により支援を受ける方は除かれます。）が、家庭裁判所の「指示書」によって利用できる普通預貯金で、本人の財産を日常的に利用する金銭と普段は使われない金銭に分け、日常的に利用する金銭に関しては後見人が管理し、普段使われない金銭については裁判所の指示書がないと、入出金等の取引ができる普通預貯金の仕組みです。

(2) 対象となる事件について

後見人が後見制度支援預貯金の利用を希望する場合は、家庭裁判所に対して所定の報告書を提出して、その指示を受けてください。

第4 後見人等の職務と責任について

1 後見人の主な職務

後見人の主な職務は、家庭裁判所の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら（身上監護）、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理していくこと（財産管理）です。

具体的には、本人の心身の状態を適切に把握しつつ、本人に代わって預貯金に関する取引、治療や介護に関する契約の締結等の必要な法律行為を行うとともに、本人の財産が後見人自身を含めた他人の財産と混ざらないように管理したり、通帳や証書類を保管したりします。また、本人の将来の生活設計を踏まえて、適切な収支計画を立てることも必要になります。なお、本人の身の回りの世話（介護等）を直接行うなどの事実行為は、後見人の職務には含まれません。

そして、それらの財産管理の内容が分かるように記録し、領収書等を保管しておくとともに、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督（これを「後

見監督」と言います。詳しくは、18頁参照) を受けなくてはなりません。監督人が選任された場合は、監督人の監督も受けます。

後見人の職務は、日常の細々とした金銭の出納から、財産の処分、療養契約(施設入所契約や介護契約)の締結など多岐にわたります。そのため、一定の労力及び時間が必要であり、法律や福祉医療に関する知識が要求される場合もあります。

2 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、家庭裁判所の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えること、本人に不利益な行為を取り消したり、認められた範囲で代理権の行使をしたりすることです。

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に同意することや、本人が保佐人の同意を得ないで重要な財産行為をした場合にはこれを取り消すことができます。また、保佐人は代理権が認められた範囲で本人の財産を管理します。

なお、保佐人が代理権を得るために別途申立てが必要です(9頁の第1の2(2)参照)。また、代理権の内容について、本人の同意が必要です。

保佐人についても、同意権、取消権の行使の有無や、代理権行使の有無等について、領収書等を保管しておくなどして、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けなくてはなりません。監督人が選任された場合は、監督人の監督も受けます。

3 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、家庭裁判所の監督の下で、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、認められた範囲で、本人に対し適切に同意を与えること、本人の不利益な行為を取り消したり、代理権の行使をしたりすることです。

補助人は、代理権が認められた範囲で本人の財産を管理します。

なお、補助人が同意権、代理権を得るために別途申立てと本人の同意が必要です。(9頁の第1の2(3)参照)

補助人についても、同意権、取消権の行使の有無や、代理権行使の有無等に

について、領収書等を保管しておくなどして、定期的に家庭裁判所に報告し、家庭裁判所の監督を受けなくてはなりません。監督人が選任された場合には、監督人の監督も受けます。

4 後見人等の責任について

重要

後見人等は、裁判所から選任された公の職務として、裁判所の監督と指示に従いつつ、本人の財産を適切に管理しなければなりません。したがって、後見人等が裁判所の監督や指示に従わない場合や、後見人等として職務を行う意識や能力に不十分な面がある場合には、裁判所の判断で後見人等を解任されることがあります。

また、後見人等が、その不注意により、本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに、後見人等が、本人の財産の横領や使い込み等の不正行為に及んだ場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることもあります。

以上のとおり、後見人等の責任は重大なものであり、後見人等は、「他人の財産を預かって管理している。」という意識を強く持って職務に取り組むことが非常に重要になります。

第5 後見等監督について

1 監督とは

家庭裁判所は、法律に基づき、後見人等に対して、その職務を正しく行っているか、また、後見等の事務を行う上で問題がないか確認するために、定期的に監督を行います。具体的には、後見人等に本人の健康状態や財産管理状況について問い合わせせる照会書を発送したり、銀行等に本人の口座の取引履歴等を問い合わせたりして行います（銀行等への問い合わせは、裁判所に法律上認められた権限に基づき、後見人等の同意なく行うことができます。）。

後見人等は、家庭裁判所に対する年1回の定期報告を自主的に行う必要があり、本人の現状や現在の問題等についての報告書、本人の財産目録、その裏付け

となる通帳や領収書類等のコピーを、裁判所の定めた期限までに提出していただきます。そのため、後見人等は、日頃から領収書や取引に関する書類をきちんと保管するとともに、収支状況を把握して、裁判所に報告できるようにしておく必要があります。

なお、後見人等に不正行為があった場合はもとより、裁判所の監督に基づく照会書への回答が遅れたり、必要事項の記載が不十分であったり、裏付けとなる資料が保管されていなかったりする場合には、裁判所から後見人等としての職務を行うに適さない事由があるとして、後見人等を解任されることがあります。

2 家庭裁判所の許可が必要な場合

後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

- (1) 後見人等が本人の居住用不動産について、売却、賃貸借、抵当権の設定、解体等をする場合
⇒「居住用不動産の処分許可の申立て」
- (2) 本人と後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をする場合や、後見人等が本人所有不動産を買い取る場合等、本人と後見人等との間において利益が相反する場合
⇒「特別代理人又は臨時保佐人、臨時補助人選任の申立て」
- (3) 後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合
⇒「報酬付与の申立て」

3 後見人等への報酬について

後見人等に対する報酬は、家庭裁判所が公正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。後見人等が、自分の判断で、勝手に本人の財産から報酬を受け取ることはできませんので、支払を受けたい場合は、必ず報酬付与の申立てを行ってください。

後見人等により、本人の財産が安全適正に管理され、また、親族間の紛争が未然に防止されることになります。後見人等に対する報酬は、そのために必要な費用であることをご理解ください。

4 後見等事務の終期について

後見等事務は、本人が死亡したり、本人の判断能力が回復して後見等開始の審判が取り消されたり、後見人等が辞めたりした時点まで続きます。

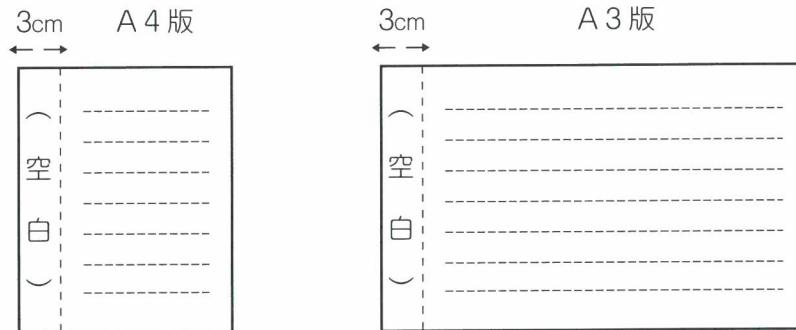
本人が死亡した場合には、後見人等は、2か月以内に管理していた財産の収支を計算し、管理していた財産を本人の相続人に引き継いだ上で、その現状を家庭裁判所に報告してください。また、東京法務局に成年後見の終了登記の申請をする必要があります。

本人の判断能力が回復した場合は、家庭裁判所で後見等開始の審判を取り消すことにより、後見等が終了します。その場合は、後見人等は、本人死亡の場合と同様に、2か月以内に管理財産を計算し、本人に引き継いだ上で、家庭裁判所に報告してください。

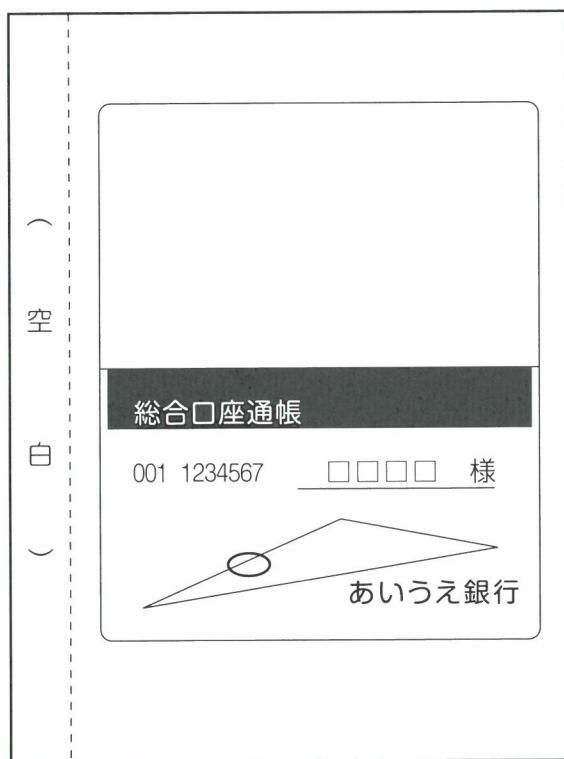
また、後見人等は、病気などやむを得ない事情がある場合に限り、家庭裁判所に後任の後見人選任の申立てをするとともに辞任の許可の申立てをし、その許可を得て、辞任することができます。辞任が許可され、新たな後見人等が選任された場合には、事務の引継ぎを行うことになります。

5 コピーの取り方

- 1 用紙はA4版（今お読みいただいているこの冊子のサイズです。）をお願いします。
- 2 裁判所の記録の書類は、基本的に「A4版縦、左とじ」です。
したがってコピーをしていただく際は、A4用紙を縦にしたとき、その左側に3センチ程度の空白（とじしろ）ができるようにしてください。



- 3 預貯金通帳のコピーをするときは、**次の部分をコピーしてください。**
ア 表紙（金融機関名、通帳の種類、店番号、口座番号、口座の名義人の氏名などの記載があります）
イ 表紙をめくってすぐの見開きページ（口座番号、取扱支店名などの記載があります）
ウ 定期預貯金のページ（定期預金がない場合でも、このページのコピーが必要です）
エ 提出日になるべく直前に記帳していただいた上で、過去1年分の取引が記帳されている全部のページ。旧通帳がある場合は、それも全ページ。



ア 表紙のコピー例

01-10-15	国民年金		133,584	¥-----
-----	厚生年金		331,000	¥-----
01-10-27	電気料	3,000		¥-----

ウ 記帳のあるページのコピー例

- 4 保険証券など裏表両面に記載があるものは、**両面とも**コピーしてください。
- 5 複数の領収書やレシートを1枚の用紙にコピーするときは、支払の種類ごとにまとめてください。

後見制度又は保佐制度を利用する方に対する権利制限が見直されました

これまで、各種の法律において、後見制度又は保佐制度を利用することにより、一定の資格や職業を失ったり、営業許可等が取得できなくなったりするなどの権利制限に関する規定が定められていました。

令和元年6月7日に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」といいます。）」により、上記の権利制限に関する規定の大部分が削除され、今後は、各資格・職種・営業許可等に必要な能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断されることになります。

整備法の施行日は、次のとおり資格や職業等によって異なりますので、ご注意ください。

○ 施行日：令和元年6月14日

准介護福祉士、養育里親及び養子縁組里親、酒類の販売業免許 など

○ 施行日：令和元年9月14日

国家公務員、自衛隊員、マンション管理士、旅行業務取扱管理者、
社会福祉法人の役員、宅地建物取引業の免許、建設業の許可 など

○ 施行日：令和元年12月1日

一級建築士免許、二級建築士免許 など

○ 施行日：令和元年12月14日

医師、介護福祉士、教員、弁護士、行政書士、警備員、税理士、
地方公務員、農業協同組合の役員、賃金業の登録、古物営業の許可 など

※ 「会社法」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」における法人の役員の資格に関する権利制限は、整備法による改正の対象となっておらず、政府が整備法の公布後1年以内を目処として検討を加え、今後必要な措置を講ずる予定です。